

# 能登半島地震の 被災者支援について

佐 渡 市

令和6年2月

(令和6年5月10日更新)

＜能登半島地震の被災者支援について 目次＞

	ページ
1 被災証明・被災届出証明【防災課】	1
2 住宅などの応急修理【建築住宅課】	1
<del>3 地震により発生した災害ゴミについて【生活環境課】</del> 【4月26日に終了しました】	<del>3</del>
4 国民健康保険税の減免【市民課】	4
5 佐渡市国民健康保険一部負担金の減免【市民課】	4
6 国民年金保険料の免除【市民課】	5
7 後期高齢者医療保険料の減免【市民課】	5
8 後期高齢者医療保険一部負担金の減免【市民課】	6
9 被災者生活再建支援制度【社会福祉課】	7
10 介護保険料減免制度【高齢福祉課】	8
11 介護保険利用者負担額軽減支援制度【高齢福祉課】	9
12 地震の影響による上下水道料金の減免【上下水道課】	10

## 1 り災証明・り災届出証明

お問い合わせ 【証明の申請・発行に関すること】  
 防災課 電話 63-3125（直通）  
 各支所・行政サービスセンター

【被害認定調査に関すること】  
 税務課 電話 63-5110（直通）

○能登半島地震に関する各種請求・手続きにおいて「り災証明書・り災届出証明書」が必要となる場合に発行します。

証明書の種類	り災証明	り災届出証明
対象となる建物など	住家	蔵、物置、店舗、車庫など
現地調査	必要に応じて実施	実施しない
利用目的	被災者住宅応急修理制度 各種保険請求など	各種保険請求など
申請先	本庁防災課又は各支所・行政サービスセンター	
申請者	被災した家屋に住んでいる世帯主及び家族	
申請に必要なもの	被害の状況がわかる写真 マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認書類	
発行	後日、郵送します	

## 2 住宅などの応急修理

お問い合わせ 建築住宅課 電話 67-7403（直通）  
 各支所・行政サービスセンター

○被災者住宅応急修理制度

能登半島地震により被害を受けた住宅のうち、一定規模以上の被害が発生した世帯を対象に支援する制度です。

支援内容	被災した住宅の日常生活に不可欠な最小限の応急修理について、修理費用を佐渡市が直接業者に支払います。
支援対象	佐渡市にお住まいの方
支援限度額 (上限)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模半壊 (40～50%) 170.6 万円</li> <li>・ 中規模半壊 (30～40%)、半壊 (20～30%) 120.6 万円</li> <li>・ 準半壊 (10～20%) 64.3 万円</li> </ul>
期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込期限 令和6年6月28日(金)</li> <li>・ 完了期限 令和6年12月31日(火)</li> </ul>
り災証明	必要(準半壊以上)
提出先	本庁建築住宅課又は各支所・行政サービスセンター

### ○佐渡市能登半島地震被災復旧応援金

能登半島地震により被害を受けた住宅、非住宅(倉庫、車庫など)、ブロック塀などを修理した世帯に対して支援する制度です。

支援内容	被災した住宅、非住宅(納屋、車庫、倉庫、店舗、作業所事業所等の建物)、ブロック塀、擁壁、舗装などで、日常生活や事業運営に必要な応急修理費について応援金を給付します。
支援対象	佐渡市にお住まいの方(市内に所在する事業所も含む)
支援限度額 (上限)	<p>○住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模半壊 (40～50%) 100 万円</li> <li>・ 中規模半壊 (30～40%)、半壊 (20～30%) 50 万円</li> <li>・ 準半壊 (10～20%) 30 万円</li> <li>・ 一部損壊 <ul style="list-style-type: none"> <li>修理費 20 万円以上の場合 応援金 10 万円</li> <li>修理費 10 万円以上の場合 応援金 5 万円</li> <li>修理費 5 万円以上の場合 応援金 2.5 万円</li> </ul> </li> </ul> <p>○住宅以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非住宅、ブロック塀等 <ul style="list-style-type: none"> <li>修理費 10 万円以上の場合 応援金 5 万円</li> <li>修理費 5 万円以上の場合 応援金 2.5 万円</li> </ul> </li> </ul> <p>※1世帯または1事業所で1支給となります。 ※地震で被災し、1月1日以降に修理したのも対象となります。</p>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込期間 令和6年2月15日(木)から令和6年6月28日(金)</li> <li>・ 完了期限 令和6年12月31日(火)</li> </ul>
り災証明	り災証明書またはり災届出証明書が必要
提出先	本庁建築住宅課又は各支所・行政サービスセンター

### 3 ~~地震により発生した災害ゴミ~~

お問い合わせ 生活環境課 電話 63-3113 (直通)  
各支所・行政サービスセンター

○能登半島地震により発生した災害ごみで、クリーンセンターで引き取り可能なごみの手数料を免除いたします。持ち込む際は種類ごとに分別をお願いします。

受入施設	佐渡クリーンセンター（佐渡市中原）
対象	能登半島地震により発生した災害ゴミ
受入日時	月曜日～金曜日、午前8時30分～午後4時30分まで
手数料	免除、ただし免除申請が必要です。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免除申請書</li> <li>※生活環境課または各支所・行政サービスセンターで手続きをお願いします。</li> <li>・マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認書類</li> </ul>
引き取れないゴミ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レンガ、瓦、ブロック、タイル など</li> <li>※引き取れないごみは、廃棄物処理業者に依頼してください。（別途費用がかかります。）</li> </ul>
手数料免除の対象外となるゴミ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電リサイクル対象品は、別途家電リサイクルの手続きをお願いします。（リサイクル料金等は自己負担となります。）</li> </ul>

**【上記の支援は4月26日に終了しました】**

## 4 国民健康保険税の減免

お問い合わせ：市民課 保険年金係 電話 63-5112（直通）

項目	内容																	
手続窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民課 保険年金係</li> <li>・各支所・サービスセンター 市民生活係</li> </ul>																	
対象者（要件）	<p>災害により、居住する家屋等に損害を受け、その損害金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）が、その家屋等の価格の30%以上であり、前年中の所得が1,000万円以下の世帯</p> <p>※今後、国の支援策の実施に伴い、要件が緩和される可能性があります。</p>																	
減免割合等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>世帯員全員の前年度の総所得等</th> <th>免除の適用割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">損害が50%以上</td> <td>500万円以下の世帯</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>500万円超から750万円以下</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>750万円超から1,000万円以下</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">損害が30%以上50%未満</td> <td>500万円以下の世帯</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>500万円超から750万円以下</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>750万円超から1,000万円以下</td> <td>12.5%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	世帯員全員の前年度の総所得等	免除の適用割合等	損害が50%以上	500万円以下の世帯	全額	500万円超から750万円以下	50%	750万円超から1,000万円以下	25%	損害が30%以上50%未満	500万円以下の世帯	50%	500万円超から750万円以下	25%	750万円超から1,000万円以下	12.5%
区分	世帯員全員の前年度の総所得等	免除の適用割合等																
損害が50%以上	500万円以下の世帯	全額																
	500万円超から750万円以下	50%																
	750万円超から1,000万円以下	25%																
損害が30%以上50%未満	500万円以下の世帯	50%																
	500万円超から750万円以下	25%																
	750万円超から1,000万円以下	12.5%																
対象期間	災害により被災した年度の保険税のうち、災害が発生した日以後に納期が到来する保険税（既に納付された分は対象外）																	
申請	必要																	
提出書類	減免申請書																	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書（写し可）</li> <li>・損害補てん金等の額がわかる書類（※保証金額確定後に提出してください：写し可）</li> </ul>																	

## 5 佐渡市国民健康保険一部負担金の減免

お問い合わせ(担当課)：市民課 保険年金係 電話 63-5112 (直通)

項目	内容
対象となる方	災害等により医療機関を受診した際に支払う一部負担金のお支払いが困難となった方 住宅の損害程度等により判定します。
申請に必要な書類	事前の申請手続きは不要ですので、医療機関の窓口で申し出てください。

## 6 国民年金保険料の免除

お問い合わせ(担当課)：市民課 保険年金係 電話 63-5112 (直通)

項目	内容
手続窓口	・市民課 保険年金係 ・各支所・サービスセンター 市民生活係
対象者(要件)	災害により、居住する家屋等に損害を受けたことにより納付が困難な場合。
減免割合等	災害により被災し、住宅・家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方
対象期間	令和5年11月分から令和8年6月分
申請	必要
提出書類	国民年金保険料免除・納付猶予申請書
必要なもの	・り災証明書または被害農林漁業者と認定された被害認定書の写し ・保険金・損害賠償金等がわかる書類

## 7 後期高齢者医療保険料の減免

お問い合わせ(担当課)：市民課 保険年金係 電話 63-5112 (直通)

項目	内 容	
手続窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民課 保険年金係</li> <li>・各支所・サービスセンター 市民生活係</li> </ul>	
対象者(要件)	災害により、居住する家屋等に損害を受け、その損害が半壊以上の方。	
減免割合等	損害程度	減免割合
	全壊	全部
	半壊・中規模半壊・大規模半壊	2分の1
	床上浸水(上記に該当する場合を除く)	2分の1
対象期間	令和5年度相当分と令和6年度相当分の保険料のうち、納期限が令和6年1月1日から令和7年3月31日までのもの ※納期限が令和5年12月31日以前の保険料は対象外です。	
申請	必要	
提出書類	減免申請書	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書(写し可)</li> </ul>	

## 8 後期高齢者医療保険一部負担金の減免

お問い合わせ(担当課)：市民課 保険年金係 電話 63-5112 (直通)

項目	内 容
対象となる方	災害等により医療機関を受診した際に支払う一部負担金のお支払いが困難となった方 住宅の損害程度等により判定します。
申請に必要な書類	事前の申請手続きは不要ですので、医療機関の窓口で申し出てください。

## 9 被災者生活再建支援制度

お問い合わせ 社会福祉課 電話 63-5113 (直通)  
各支所・行政サービスセンター

項目	内容
窓口	社会福祉課（援護係）
対象者	能登半島地震による住宅被害が半壊以上の世帯
対象内容	住宅被害の状況により生活再建支援金を給付します。 ・基礎支援金 225,000円～2,000,000円 ・加算支援金 187,500円～2,000,000円 ※世帯構成、住宅再建方法により支援金が異なります。
提出書類	支援金交付申請書、罹災証明書写し、世帯員全員の住民票、預金通帳写し（口座名義・番号が確認できるもの）、加算支援金は住宅の建替・補修等の再建方法を証明できる契約書等の写しが必要となります。

単位：千円

被害状況	損害割合	世帯構成	基礎支援金	加算支援金		計
全壊	50%～	2人以上	2,000	建替・購入	2,000	4,000
				補修	1,000	3,000
				賃貸	500	2,500
		単身	1,500	建替・購入	1,500	3,000
				補修	750	2,250
				賃貸	375	1,875
大規模半壊	40%～	2人以上	1,000	建替・購入	2,000	3,000
				補修	1,000	2,000
				賃貸	500	1,500
		単身	750	建替・購入	1,500	2,250
				補修	750	1,500
				賃貸	375	1,125
中規模半壊	30%～	2人以上	500	建替・購入	1,000	1,500
				補修	500	1,000
				賃貸	250	750
		単身	375	建替・購入	750	1,125
				補修	375	750
				賃貸	187.5	562.5
半壊	20%～	2人以上	500	—	—	500
		単身	375	—	—	375
床上浸水	—	2人以上	300	—	—	300
		単身	225	—	—	225

## 10 介護保険料減免制度

お問い合わせ 高齢福祉課 電話 63-3790（直通）  
各支所・行政サービスセンター

項 目	内 容
窓 口	高齢福祉課（介護保険係）
対象者	<p>(1) 令和6年能登半島地震によりその居住する住宅に損害を受けた第1号被保険者。</p> <p>(2) 令和6年能登半島地震による被害を受けたことにより、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、若しくは障害者となり、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(3) 令和6年能登半島地震による被害を受けたことにより、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明となったこと。</p> <p>(4) 令和6年能登半島地震による被害を受けたことにより、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</p> <p>ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p>
対象内容	令和6年1月1日から令和7年3月31日までの保険料を減免します。
提出書類	減免対象者に該当することを証明する書類及び減免の決定に必要な所得又は収入を証明する書類、介護保険料減免申請書。

## 11 介護保険利用者負担額軽減支援制度

お問い合わせ 高齢福祉課 電話 63-3790（直通）  
各支所・行政サービスセンター

項 目	内 容
窓 口	高齢福祉課（介護保険係）
対象者	(1) 地震により住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者 (2) 地震により主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者 (3) 地震により主たる生計維持者の行方が不明である者 (4) 地震により主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休職した者 (5) 地震により主たる生計維持者が失職し、かつ、現在収入がない者
対象内容	令和6年1月1日から令和6年4月30日までの介護保険利用者負担額を軽減します。
提出書類	軽減対象者に該当することを証明する書類、介護保険利用者負担額軽減支援申請書。

## 12 地震の影響による上下水道料金の減免について

お問い合わせ 上下水道課 電話 67-7280（直通）

- 能登半島地震で住宅被害を受けた方及び漏水等で通常の使用量より著しく使用量が多量となった方に対し、水道料金及び下水道使用料を減免します。
- 能登半島地震に係るり災証明書の被害の程度が「半壊」以上の場合、1月検針分の水道料金及び下水道使用料を全額免除します。
- 能登半島地震により水道管が破損し漏水した場合、または、能登半島地震に起因し不可抗力によって通常使用量より著しく多量となった場合は、通常の使用水量を超えた水量分の水道料金及び下水道使用料を免除します。
- 令和6年1月1日以前の2年間に漏水による水道料金及び下水道使用料の減免を受けた方も対象となります。

### 1 家屋被害による水道料金、下水道使用料の免除（被害の程度が「半壊」以上）

要件等	区分・内容
要件	り災証明書の被害の程度が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の場合
減免内容	令和6年1月検針分の水道料金及び下水道使用料を全額免除します。
申請者	水道及び下水道契約者
提出書類	①水道料金減免申請書、②り災証明書のコピー
申請期限	令和6年7月31日(水)

### 2 地震に伴う漏水等による水道料金、下水道使用料の減免

要件等	区分・内容
要件 ※①、②のいずれかに該当すること	① 漏水箇所の修理を終え、修繕報告書の提出（水道料金減免申請書の水道業者記入欄への記入・押印）があった場合 ② 地震に起因し不可抗力によって通常の使用量より著しく多量になった場合
減免内容	令和6年1月検針分と2月検針分の水道使用水量及び下水道使用水量について、通常使用水量（通常使用水量が基本水量以下の場合は基本水量）を超えた水量分の水道料金及び下水道使用料を免除します。
減免対象期間	令和6年1月検針分と2月検針分のみ
申請者	水道及び下水道契約者
減免認定方法	佐渡市指定給水装置工事事業者による確認報告、又は職員による現地確認
提出書類	水道料金減免申請書
申請期限	令和6年8月30日(金)